議案第12号

令和3年度石川県公立髙等学校等における入学者選抜方針に ついて

1 提案理由

令和3年度石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校及び石川県立中学校の 入学者選抜の方法等についての基本方針を定めるため

2 根拠法令等

学校教育法

第57条

学校教育法施行規則

第90条、第95条、第116条、第110条

及び第117条

石川県立高等学校規則

第12条第1項

石川県立特別支援学校規則 第10条

石川県立中学校規則 第12条第1項

3 内容

4~19頁のとおり

令和3年度石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校 及び石川県立中学校における入学者選抜方針

令和3年度石川県公立高等学校、石川県立特別支援学校及び石川県立中学校の入学者 の選抜方針を、次のとおり定める。

令和2年 月 日

石川県教育委員会

I 令和3年度石川県公立高等学校入学者選抜方針

令和3年度石川県公立高等学校第1学年入学者の選抜は、学校がそれぞれの学科やコースの特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して合格者を決定するものとし、次のとおり方針を定める。

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)、(5)、(6)のいずれかに該当する者とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科にあっては、次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たす者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 令和3年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若 しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業見込み又は修了見 込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者
- (4) 全日制課程に出願する場合は、志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者
- (5) 定時制課程に出願する場合は、志願者が県内に居住又は勤務している者(入学までに県内に居住又は勤務する者を含む。)
- (6) 通信制課程に出願する場合は、志願者が県内に居住する者(入学までに県内に居住する者を含む。)

2 日程

- (1) 全日制課程の一般入学
 - 〇出 願 期 間 令和3年2月17日(水)から22日(月)まで
 - ○志願変更期間 令和3年2月26日(金)から 3月2日(火)まで
 - ○特例出願期間 令和3年2月26日(金)から 3月2日(火)まで
 - ○学力検査等 令和3年3月9日(火)及び10日(水)
 - 〇合格者発表 令和3年3月17日(水)正午

- (2) 定時制課程の一般入学
 - 〇出 願 期 間 令和3年3月5日(金)から19日(金)まで
 - ○学力検査等 令和3年3月23日(火)
 - 〇合格者発表 令和3年3月25日(木)正午
- (3) 全日制課程及び定時制課程の推薦入学
 - 〇出 願 期 間 令和3年2月1日(月)から 3日(水)まで
 - ○面 接 等 令和3年2月9日(火)
 - ○選考結果通知 令和3年2月15日(月)
 - 〇合格者発表 全日制課程 令和3年3月17日(水)正午 定時制課程 令和3年3月25日(木)正午
- (4) 連携型中高一貫教育校の連携型入学
 - 〇出 願 期 間 令和3年2月1日(月)から 3日(水)まで
 - ○面 接 等 令和3年2月9日(火)
 - ○選考結果通知 令和3年2月15日(月)
 - 〇合格者発表 令和3年3月17日(水)正午
- (5) 通信制課程の入学
 - 〇出 願 期 間 令和3年3月11日(木)から 4月1日(木)まで
 - ○面接・作文 令和3年4月4日(日)
 - ○選抜結果通知 令和3年4月7日(水)

3 一般入学

- (1) 全日制課程については、次のとおりとする。
 - ア 入学志願者は、一人1校1学科(コース)に限り出願できるものとする。 ただし、次のとおり同一校における第2志望又は併願を認める。
 - (7) 普通科、職業に関する学科、スポーツ健康科学科、地域産業科、演劇科及び 総合学科の各学科間で、第2志望を認める。
 - (イ) 普通科にコースを設置する学校(七尾高等学校を除く。) については、コース と普通科(コースを除く。)の間で、第2志望を認める。

七尾高等学校については、普通科文系フロンティアコースと普通科 (コースを 除く。) の間で、順位をつけない併願を認める。

- (ウ) 普通科 (コースを除く。) と理数科の間で、順位をつけない併願を認める。
- イ 学力検査については、1日目に国語、理科及び外国語(英語)の3教科、2日 目に社会及び数学の2教科を実施する。
- ウ 面接及び適性検査については、2日目にいずれか一つ又は両方を実施することができるものとする。
- エ 学力検査における傾斜配点は、学校・学科 (コース) ごとに実施できるものと する。

ただし、比重を高くできる教科は2教科までとし、比重をかける配点は2倍を 超えない範囲とする。

オ 出願調整のため、定められた志願変更期間内に限り志願変更を認めるものとする。

- カ 県外からの保護者の転勤等により、やむを得ず定められた出願期間内に出願できなかった者のため、特例出願期間を設ける。
- (2) 定時制課程については、次のとおりとする。
 - ア 入学志願者は、一人1校1学科に限り出願できるものとする。

ただし、同一校に設置する異なる部(夜間部、午前部、午後部)の間で、第2 志望を認める。

イ 学力検査については、国語及び数学の2教科を実施する。また、面接及び作文 については、いずれか一つ又は両方を実施することができるものとする。

ただし、20歳以上の者は、面接及び作文のみで受検することができるものとする。

- (3) 一般入学で募集する人数は、募集定員から推薦入学の合格内定者数等を減じた数とする。
- (4) 選抜資料は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申並びに高 等学校において実施する学力検査等の結果を資料とする。
- (5) 入学者の選抜は、調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関 係等を十分考慮して審査する。

なお、面接等を実施する学校にあっては、その結果も十分参考にする。

(6) 合格者の発表は、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

4 推薦入学

- (1) 令和3年3月に石川県内の中学校卒業見込み又は修了見込みの者を対象とする。 ただし、七尾東雲高等学校演劇科については、県外の中学校卒業見込み又は修了 見込みの者も対象とすることができるものとする。
- (2) 出願は、対象学科(コース)のうち一人1校1学科(コース)に限るものとし、 合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。
- (3) 全日制課程については、次のとおりとする。
 - ア 普通科 (コースを除く。) の推薦入学
 - (ア) 募集人数は、募集定員の20%以内とする。
 - (イ) 志願できる者は、次の a 及び b を満たし、中学校長の推薦を得た者とする。
 - a 推薦にふさわしい学力を有すること。
 - b 当該高等学校が定める推薦要件を満たすこと。
 - イ 普通科におけるコース、職業に関する学科、スポーツ健康科学科、地域産業科、 演劇科及び総合学科の推薦入学
 - (7) 募集人数は、募集定員の25%以内とする。
 - (イ) 志願できる者は、次のaからcを満たし、中学校長の推薦を得た者とする。
 - a 当該学科(コース)を志望する動機、理由が明確かつ適切であること。
 - b 当該学科(コース)に対する適性、興味及び関心を有すること。
- (4) 定時制課程については、次のとおりとする。
 - ア 募集人数は、募集定員の25%以内とする。

- イ 志願できる者は、次の(ア)から(ウ)を満たし、中学校長の推薦を得た者とする。
 - (7) 当該学科を志望する動機、理由が明確かつ適切であること。
 - (4) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - (ウ) 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- (5) 推薦入学の志願者について、面接を実施する。 適性検査、作文及び小論文については、いずれか一つ又は複数を実施することが できるものとする。
- (6) 合格内定者の選考は、推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接、さらに適性検査等を実施する学校にあってはその結果を総合して行うものとする。
- (7) 選考結果通知書は、当該中学校長あてに送付する。
- (8) 推薦入学による合格者の発表は、一般入学の合格者とともに、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

5 中髙一貫教育校の入学

- (1) 連携型入学については、次のとおりとする。
 - ア 令和3年3月に連携型中学校を卒業見込みの者のうち、当該高等学校を志願す る者を対象とする。
 - イ 連携型中学校から当該高等学校を志願する者は、連携型入学に志願することを 原則とする。
 - ウ 出願は、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。
 - エ 連携型入学の志願者について、面接を実施する。
 - オ 合格内定者の選考は、当該高等学校が内容を指定するレポート、調査書、面接 及び必要に応じて学校が提出を求める書類を総合して行うものとする。
 - カ 選考結果通知書は、当該中学校長あてに送付する。
 - キ 連携型入学による合格者の発表は、一般入学の合格者とともに、当該高等学校 で、受検番号の掲示をもって行う。
- (2) 併設型入学は、令和3年3月に当該併設型中学校卒業見込みの者を対象とし、入学者選抜は行わない。

6 通信制課程の入学

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書並びに高等学校において実施する面接及び作文の結果を資料として行う。
- (2) 受検番号の掲示による合格者の発表は行わず、選抜結果通知書を本人あてに送付する。

7 全日制課程一般入学の学力検査等における救済措置

- (1) 学力検査等の一部又はすべてを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、志願先高等学校長が審査し、下記のア又はイに該当すると認められた者に対して、追検査等を実施するものとする。
 - ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条に規定されている、 学校において予防すべき感染症等により、別途定める入学者募集要項の特別な配

慮によっても受検できなかった者

- イ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者
- (2) 追検査等の日程は、次のとおりとする。
 - 〇申 請 期 間 令和3年3月9日(火)及び10日(水)
 - ○審査結果通知 令和3年3月11日 (木)
 - 〇追 検 査 等 令和3年3月15日(月)
 - ○選抜結果通知 令和3年3月18日 (木)
- (3) 追検査は、検査 I (国語及び外国語 (英語))、検査 II (理科、社会及び数学) を 実施する。
- (4) 面接及び適性検査の実施については、一般入学に準ずる。
- (5) 合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果、さらに適性検査等を実施する学校に あってはその結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合 格者に追加する。
- (6) 受検番号の掲示による合格者の発表は行わず、選抜結果通知書を中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

8 その他

- (1) 令和3年度石川県公立高等学校入学者選抜の詳細については、令和3年度石川県 公立高等学校入学者募集要項で定める。
- (2) 長期欠席生徒のうち、希望する者は、自己申告書を提出することができる。

Ⅱ 令和3年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜方針

令和3年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等部第1学年入学者の選抜は、学校が 幼児・生徒の障害の実態を把握し、能力、適性等を評価して合格者を決定するものとし、 次のとおり方針を定める。

区分	学部名等		等	選抜方法	出願期間	学力検査等	合格者発表
盲	高	等	涪	学力検査、視力検査、 職業適性検査、面接		D 2 0 17(-1x)	
学 校	専	専 攻 科		学力検査、視力検査、 職業適性検査、面接		R 3. 2.17(水)	
ろう	幼	稚	部	認知能力検査、聴力検査、 運動能力検査、面接	D 2 1 7 (+)	R 3. 2.18(木)	D 0 0 (4)
学	髙	等	部	学力検査、面接	R 3.1.7(木) から 1.25(月)		R 3. 3. 2 (火)
校	専	攻	科	学力検査、作文、面接	から 1.25(月) まで		
上記以外の特別支援学校	高	等	部	学力検査、身体機能及び 運動能力検査、面接	* (R 3. 2.17(水)	

令和3年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の詳細については、令和3年度石川県立特別支援学校幼稚部、高等部入学者募集要項で定める。

Ⅲ 令和3年度石川県立中学校入学者選抜方針

令和3年度石川県立金沢錦丘中学校第1学年入学者の選抜は、学校が併設型中高一貫 教育を受けるにふさわしい児童の能力、適性等を評価して合格者を決定するものとし、 次のとおり方針を定める。

1 出願資格

志願者及び保護者が県内に居住する者(入学までに県内に居住する者を含む。)で、 次のいずれかに該当する者

- (1) 令和3年3月に小学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の前期課程 (以下「小学校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 石川県教育委員会教育長が特別に出願を許可した者

2 日程

〇出 願 期 間 令和3年1月12日(火)から15日(金)まで

○総合適性検査Ⅰ、Ⅱ及び面接 令和3年1月24日(日)

○選 抜 結 果 通 知 令和3年2月1日(月)

○入学意思確認書の受付 令和3年2月2日(火)から4日(木)まで

〇欠 員 補 充 入学予定者に欠員が生じた場合は、令和3年3月5日(金) までに補充するものとする。

3 選抜方法

小学校長から提出される調査書並びに中学校において実施する選抜のための総合適性 検査I、II及び面接の結果を資料として、総合的に判定する。

なお、総合適性検査Ⅰは読解力や表現力等、言語に関する力を、総合適性検査Ⅱは 問題解決力や思考力等、自然や社会、数理に関する力をみる内容とする。

4 その他

令和3年度石川県立中学校入学者選抜の詳細については、令和3年度石川県立中学校 入学者募集要項で定める。 ※令和3年度の下線部は、令和2年度との変更点を表す。

令和3年度(今年度)

令和3年度石川県公立高等学校、石川県 立特別支援学校及び石川県立中学校にお ける入学者選抜方針

令和3年度石川県公立高等学校、石川県立特別支援 とおり定める。

令和2年 月 日

石川県教育委員会

I 令和3年度石川県公立高等学校入学者選抜方針

令和3年度石川県公立高等学校第1学年入学者の選 抜は、学校がそれぞれの学科やコースの特色を配慮し つつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適 性等を評価して合格者を決定するものとし、次のとおし、次のとおして合格者を決定するものとし、次のとお り方針を定める。

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)、 (5)、(6)のいずれかに該当する者とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科にあっては、次 の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たす者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は 中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願で きない。

- (1) 令和3年3月に中学校若しくはこれに準ずる学 校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育 学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒 業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第95条の規定に該当する者
- (4) 全日制課程に出願する場合は、志願者及び保護 者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住 することとなる者
- (5) 定時制課程に出願する場合は、志願者が県内に 居住又は勤務している者(入学までに県内に居住 又は勤務する者を含む。)
- (6) 通信制課程に出願する場合は、志願者が県内に 居住する者(入学までに県内に居住する者を含 む。)

2 日程

- (1) 全日制課程の一般入学
 - 〇出 願 期 間

<u>令和3年</u>2月<u>17日</u>(水)から<u>22日</u>(<u>月</u>)まで

令和2年度(前年度)

令和2年度石川県公立高等学校、石川県 立特別支援学校及び石川県立中学校にお ける入学者選抜方針

令和2年度石川県公立高等学校、石川県立特別支援 学校及び石川県立中学校の入学者の選抜方針を、次の「学校及び石川県立中学校の入学者の選抜方針を、次の とおり定める。

令和元年6月4日

石川県教育委員会

I 令和2年度石川県公立高等学校入学者選抜方針

令和2年度石川県公立高等学校第1学年入学者の選 抜は、学校がそれぞれの学科やコースの特色を配慮し つつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適 り方針を定める。

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)、 (5)、(6)のいずれかに該当する者とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科にあっては、次 の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たす者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は 中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願で きない。

- (1) 令和2年3月に中学校若しくはこれに準ずる学 校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育 学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒 業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第95条の規定に該当する者
- (4) 全日制課程に出願する場合は、志願者及び保護 者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住 することとなる者
- (5) 定時制課程に出願する場合は、志願者が県内に 居住又は勤務している者(入学までに県内に居住 又は勤務する者を含む。)
- (6) 通信制課程に出願する場合は、志願者が県内に 居住する者(入学までに県内に居住する者を含 tr.)

2 日程

- (1) 全日制課程の一般入学
 - 〇出 願 期 間

令和2年2月19日(水)から25日(火)まで

○志願変更期間

<u>令和3年</u>2月<u>26日</u>(金)から3月<u>2日</u>(火)まで

○特例出願期間

<u>令和3年</u>2月<u>26日</u>(金)から3月<u>2日</u>(火)まで

〇学 力 検 査 等

<u>今和3年3月9日</u>(火)及び<u>10日</u>(水)

〇合 格 者 発 表

令和3年3月17日(水)正午

- (2) 定時制課程の一般入学
 - 〇出 願 期 間

<u>令和3年</u>3月<u>5日</u>(金)から<u>19日(金</u>)まで

〇学 力 検 査 等

<u>令和3年3月23日(火)</u>

〇合格者発表

令和3年3月25日(木)正午

- (3) 全日制課程及び定時制課程の推薦入学
 - 〇出 願 期 間

<u>令和3年</u>2月<u>1日(月</u>)から<u>3日(水</u>)まで

○面 接 等

<u> 令和3年</u>2月<u>9日</u>(火)

〇選考結果通知

令和3年2月15日(月)

○合格者発表

全日制課程 <u>令和3年</u>3月<u>17日</u>(水)正午 定時制課程 <u>令和3年</u>3月<u>25日</u>(<u>木</u>)正午

- (4) 連携型中高一質教育校の連携型入学
 - 〇出 願 期 間

<u>令和3年</u>2月<u>1日(月</u>)から<u>3日</u>(木)まで

〇面 接

<u> 令和3年</u>2月<u>9日(火</u>)

○選考結果通知

○合格者発表

令和3年3月17日(水)正午

- (5) 通信制課程の入学
 - 〇出 願 期 間

<u>令和3年</u>3月<u>11日</u>(木)から4月<u>1日</u>(木)まで

○面接・作文

令和3年4月4日(日)

〇選抜結果通知

令和3年4月7日(水)

令和2年度(前年度)

○志願変更期間

令和2年2月28日(金)から3月3日(火)まで

○特例出願期間

令和2年2月28日(金)から3月3日(火)まで

〇学 力 検 査 等

令和2年3月10日(火)及び11日(水)

〇合格者発表

令和2年3月18日(水)正午

- (2) 定時制課程の一般入学
 - 〇出 願 期 間

令和2年3月6日(金)から23日(月)まで

〇学力検査等

令和2年3月25日(水)

〇合格者発表

令和2年3月27日(金)正午

- (3) 全日制課程及び定時制課程の推薦入学
 - 〇出 願 期 間

令和2年2月4日(火)から6日(木)まで

〇面 接 等

令和2年2月13日(木)

○選考結果通知

令和2年2月18日(火)

〇合格者発表

全日制課程 令和2年3月18日(水)正午 定時制課程 令和2年3月27日(金)正午

- (4) 連携型中高一貫教育校の連携型入学
 - 〇出 願 期 間

令和2年2月4日(火)から6日(木)まで

〇面 接

令和2年2月13日(木)

○選考結果通知

令和2年2月18日(火)

〇合格 者 発 表

令和2年3月18日(水)正午

- (5) 通信制課程の入学
 - 〇出 願 期 間

令和2年3月12日(木)から4月2日(木)まで

〇面接・作文

令和2年4月5日(日)

〇選抜結果通知

令和2年4月8日(水)

3 一般入学

- (1) 全日制課程については、次のとおりとする。
 - ア 入学志願者は、一人1校1学科(コース)に限り出願できるものとする。

ただし、次のとおり同一校における第2志望 又は併願を認める。

- (ア) 普通科、職業に関する学科、スポーツ健康 科学科、地域<u>産業</u>科、演劇科及び総合学科の 各学科間で、第2志望を認める。
- (イ) 普通科にコースを設置する学校(七尾高等学校を除く。)については、コースと普通科(コースを除く。)の間で、第2志望を認める。

七尾高等学校については、普通科文系フロンティアコースと普通科 (コースを除く。) の間で、順位をつけない併願を認める。

- (f) 普通科 (コースを除く。) と理数科の間で、 順位をつけない併願を認める。
- イ 学力検査については、1日目に国語、理科及 び外国語(英語)の3教科、2日目に社会及び 数学の2教科を実施する。
- ウ 面接及び適性検査については、2日目にいず れか一つ又は両方を実施することができるもの とする。
- エ 学力検査における傾斜配点は、学校・学科(コース) ごとに実施できるものとする。

ただし、比重を高くできる教科は2教科まで とし、比重をかける配点は2倍を超えない範囲 とする。

- オ 出願調整のため、定められた志願変更期間内 に限り志願変更を認めるものとする。
- カ 県外からの保護者の転勤等により、やむを得ず定められた出願期間内に出願できなかった者のため、特例出願期間を設ける。
- (2) 定時制課程については、次のとおりとする。
 - ア 入学志願者は、一人1校1学科に限り出願できるものとする。

ただし、同一校に設置する異なる部(夜間部、午前部、午後部)の間で、第2志望を認める。

イ 学力検査については、国語及び数学の2教科 を実施する。また、面接及び作文については、 いずれか一つ又は両方を実施することができる ものとする。

ただし、20歳以上の者は、面接及び作文のみ で受検することができるものとする。

3 一般入学

- (1) 全日制課程については、次のとおりとする。
 - ア 入学志願者は、一人1校1学科(コース)に 限り出願できるものとする。

ただし、次のとおり同一校における第2志望 又は併願を認める。

- (7) 普通科、職業に関する学科、スポーツ健康 科学科、地域創造科、演劇科及び総合学科の 各学科間で、第2志望を認める。
- (4) 普通科にコースを設置する学校(七尾高等学校を除く。)については、コースと普通科(コースを除く。)の間で、第2志望を認める。

七尾高等学校については、普通科文系フロンティアコースと普通科 (コースを除く。) の間で、順位をつけない併願を認める。

- (ウ) 普通科 (コースを除く。) と理数科の間で、 順位をつけない併願を認める。
- イ 学力検査については、1日目に国語、理科及 び外国語(英語)の3教科、2日目に社会及び 数学の2教科を実施する。
- ウ 面接及び適性検査については、2日目にいず れか一つ又は両方を実施することができるもの とする。
- エ 学力検査における傾斜配点は、学校・学科(コース) ごとに実施できるものとする。

ただし、比重を高くできる教科は2教科まで とし、比重をかける配点は2倍を超えない範囲 とする。

- オ 出願調整のため、定められた志願変更期間内に限り志願変更を認めるものとする。
- カ 県外からの保護者の転勤等により、やむを得ず定められた出願期間内に出願できなかった者のため、特例出願期間を設ける。
- (2) 定時制課程については、次のとおりとする。
- ア 入学志願者は、一人1校1学科に限り出願で きるものとする。

ただし、同一校に設置する異なる部(夜間部、午前部、午後部)の間で、第2志望を認める。

イ 学力検査については、国語及び数学の2教科 を実施する。また、面接及び作文については、 いずれか一つ又は両方を実施することができる ものとする。

ただし、20歳以上の者は、面接及び作文のみで受検することができるものとする。

- (3) 一般入学で募集する人数は、募集定員から推薦 入学の合格内定者数等を減じた数とする。
- (4) 選抜資料は、中学校長から提出される調査書及 び成績一覧表による内申並びに高等学校において 実施する学力検査等の結果を資料とする。
- (5) 入学者の選抜は、調査書及び成績一覧表による 内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮 して審査する。

なお、面接等を実施する学校にあっては、その 結果も十分参考にする。

(6) 合格者の発表は、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

4 推薦入学

(1) <u>令和3年</u>3月に石川県内の中学校卒業見込み又は修了見込みの者を対象とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科については、 県外の中学校卒業見込み又は修了見込みの者も対 象とすることができるものとする。

- (2) 出願は、対象学科(コース)のうち一人1校1 学科(コース)に限るものとし、合格の内定を得 た場合に入学を確約できる者とする。
- (3) 全日制課程については、次のとおりとする。 ア 普通科 (コースを除く。) の推薦入学
 - (7) 募集人数は、募集定員の20%以内とする。
 - (イ) 志願できる者は、次のa及びbを満たし、 中学校長の推薦を得た者とする。
 - a 推薦にふさわしい学力を有すること。
 - b 当該高等学校が定める推薦要件を満たす こと。
 - イ 普通科におけるコース、職業に関する学科、 スポーツ健康科学科、地域<u>産業</u>科、演劇科及び 総合学科の推薦入学
 - (7) 募集人数は、募集定員の25%以内とする。
 - (イ) 志願できる者は、次のaからcを満たし、 中学校長の推薦を得た者とする。
 - a 当該学科(コース)を志望する動機、理 由が明確かつ適切であること。
 - b 当該学科(コース)に対する適性、興味 及び関心を有すること。
 - c 調査書に優れた点や長所の記録を有する こと又は当該高等学校が定める推薦要件を 満たすこと。

令和2年度(前年度)

- (3) 一般入学で募集する人数は、募集定員から推薦 入学の合格内定者数等を減じた数とする。
- (4) 選抜資料は、中学校長から提出される調査書及 び成績一覧表による内申並びに高等学校において 実施する学力検査等の結果を資料とする。
- (5) 入学者の選抜は、調査書及び成績一覧表による 内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮 して審査する。

なお、面接等を実施する学校にあっては、その 結果も十分参考にする。

(6) 合格者の発表は、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

4 推薦入学

(1) 令和2年3月に石川県内の中学校卒業見込み又は修了見込みの者を対象とする。

ただし、七尾東雲高等学校演劇科については、 県外の中学校卒業見込み又は修了見込みの者も対 象とすることができるものとする。

- (2) 出願は、対象学科 (コース) のうち一人 1 校 1 学科 (コース) に限るものとし、合格の内定を得 た場合に入学を確約できる者とする。
- (3) 全日制課程については、次のとおりとする。 ア 普通科 (コースを除く。) の推薦入学
 - (7) 募集人数は、募集定員の20%以内とする。
 - (イ) 志願できる者は、次の a 及び b を満たし、 中学校長の推薦を得た者とする。
 - a 推薦にふさわしい学力を有すること。
 - b 当該高等学校が定める推薦要件を満たす こと。
 - イ 普通科におけるコース、職業に関する学科、 スポーツ健康科学科、地域創造科、演劇科及び 総合学科の推薦入学
 - (7) 募集人数は、募集定員の25%以内とする。
 - (イ) 志願できる者は、次の a から c を満たし、 中学校長の推薦を得た者とする。
 - a 当該学科(コース)を志望する動機、理 由が明確かつ適切であること。
 - b 当該学科(コース)に対する適性、興味 及び関心を有すること。
 - c 調査書に優れた点や長所の記録を有する こと又は当該高等学校が定める推薦要件を 満たすこと。

- (4) 定時制課程については、次のとおりとする。
 - ア 募集人数は、募集定員の25%以内とする。
 - イ 志願できる者は、次の(7)から(ウ)を満たし、 中学校長の推薦を得た者とする。
 - (ア) 当該学科を志望する動機、理由が明確かつ 適切であること。
 - (イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - (ウ) 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- (5) 推薦入学の志願者について、面接を実施する。 適性検査、作文及び小論文については、いずれ か一つ又は複数を実施することができるものとす る。
- (6) 合格内定者の選考は、推薦書、志願理由書及び 調査書並びに面接、さらに適性検査等を実施する 学校にあってはその結果を総合して行うものとす る。
- (7) 選考結果通知書は、当該中学校長あてに送付する。
- (8) 推薦入学による合格者の発表は、一般入学の合格者とともに、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

5 中高一貫教育校の入学

- (1) 連携型入学については、次のとおりとする。
 - ア <u>令和3年</u>3月に連携型中学校を卒業見込みの 者のうち、当該高等学校を志願する者を対象と する。
 - イ 連携型中学校から当該高等学校を志願する者 は、連携型入学に志願することを原則とする。
 - ウ 出願は、合格の内定を得た場合に入学を確約 できる者とする。
 - エ 連携型入学の志願者について、面接を実施する。
 - オ 合格内定者の選考は、当該髙等学校が内容を 指定するレポート、調査書、面接及び必要に応 じて学校が提出を求める書類を総合して行うも のとする。
 - カ 選考結果通知書は、当該中学校長あてに送付する。

令和2年度(前年度)

- (4) 定時制課程については、次のとおりとする。 ア 募集人数は、募集定員の25%以内とする。
 - イ 志願できる者は、次の(7)から(ウ)を満たし、 中学校長の推薦を得た者とする。
 - (ア) 当該学科を志望する動機、理由が明確かつ 適切であること。
 - (イ) 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
 - (ウ) 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- (5) 推薦入学の志願者について、面接を実施する。 適性検査、作文及び小論文については、いずれ か一つ又は複数を実施することができるものとす る。
- (6) 合格内定者の選考は、推薦書、志願理由書及び 調査書並びに面接、さらに適性検査等を実施する 学校にあってはその結果を総合して行うものとす る。
- (7) 選考結果通知書は、当該中学校長あてに送付する。
- (8) 推薦入学による合格者の発表は、一般入学の合格者とともに、各志願先高等学校で、受検番号の掲示をもって行う。

5 中高一貫教育校の入学

- (1) 連携型入学については、次のとおりとする。
 - ア 令和2年3月に連携型中学校を卒業見込みの 者のうち、当該高等学校を志願する者を対象と する。
 - イ 連携型中学校から当該高等学校を志願する者 は、連携型入学に志願することを原則とする。
 - ウ 出願は、合格の内定を得た場合に入学を確約 できる者とする。
 - エ 連携型入学の志願者について、面接を実施する。
 - オ 合格内定者の選考は、当該高等学校が内容を 指定するレポート、調査書、面接及び必要に応 じて学校が提出を求める書類を総合して行うも のとする。
 - カ 選考結果通知書は、当該中学校長あてに送付する。

- キ 連携型入学による合格者の発表は、一般入学 の合格者とともに、当該高等学校で、受検番号 の掲示をもって行う。
- (2) 併設型入学は、令和3年3月に当該併設型中学 校卒業見込みの者を対象とし、入学者選抜は行わ ない。

6 通信制課程の入学

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査 書並びに高等学校において実施する面接及び作文 の結果を資料として行う。
- (2) 受検番号の掲示による合格者の発表は行わず、 選抜結果通知書を本人あてに送付する。
- 7 全日制課程一般入学の学力検査等における救済措 7 全日制課程一般入学の学力検査等における救済措
 - (1) 学力検査等の一部又はすべてを欠席した者のう ち、本人からの申請に基づき、志願先髙等学校長 が審査し、下記のア又はイに該当すると認められ た者に対して、追検査等を実施するものとする。 ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令 第18号)第18条に規定されている、学校におい て予防すべき感染症等により、別途定める入学 者募集要項の特別な配慮によっても受検できな かった者
 - イ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断 等により受検できなかった者
 - (2) 追検査等の日程は、次のとおりとする。
 - 〇申 請 期 間 令和3年3月9日(火)及び 10日 (水)
 - ○審査結果通知 令和3年3月11日(木)
 - 〇追 検 査 等 令和3年3月15日(月)
 - <u>令和3年</u>3月<u>18日</u>(木) 〇選抜結果通知
 - (3) 追検査は、検査 I (国語及び外国語(英語))、 検査Ⅱ(理科、社会及び数学)を実施する。
 - (4) 面接及び適性検査の実施については、一般入学 に進ずる。
 - (5) 合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果、さ らに適性検査等を実施する学校にあってはその結 果を総合して行うものとする。合格者は若干名と し、一般入学の合格者に追加する。

令和2年度(前年度)

- キ 連携型入学による合格者の発表は、一般入学 の合格者とともに、当該高等学校で、受検番号 の掲示をもって行う。
- (2) 併設型入学は、令和2年3月に当該併設型中学 校卒業見込みの者を対象とし、入学者選抜は行わ ない。

6 通信制課程の入学

かった者

- (1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査 魯並びに高等学校において実施する面接及び作文 の結果を資料として行う。
- (2) 受検番号の掲示による合格者の発表は行わず、 選抜結果通知書を本人あてに送付する。

- (1) 学力検査等の一部又はすべてを欠席した者のう ち、本人からの申請に基づき、志願先高等学校長 が審査し、下記のア又はイに該当すると認められ た者に対して、追検査等を実施するものとする。 ア 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令 第18号)第18条に規定されている、学校におい て予防すべき感染症等により、別途定める入学 者募集要項の特別な配慮によっても受検できな
 - イ 風水震火災その他の非常災害による交通遮断 等により受検できなかった者
- (2) 追検査等の日程は、次のとおりとする。
 - 〇申 請 期 間 令和2年3月10日 (火) 及び

11日(水)

- 令和2年3月12日 (木) 〇審査結果通知
- 〇追 検 査 等 令和2年3月16日(月)
- ○選抜結果通知 令和2年3月19日(木)
- (3) 追検査は、検査 I (国語及び外国語 (英語))、 検査Ⅱ (理科、社会及び数学) を実施する。
- (4) 面接及び適性検査の実施については、一般入学 に準ずる。
- (5) 合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果、さ らに適性検査等を実施する学校にあってはその結 果を総合して行うものとする。合格者は若干名と し、一般入学の合格者に追加する。

(6) 受検番号の掲示による合格者の発表は行わず、 選抜結果通知書を中学校長に送付する。また、合 格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付す る。

8 その他

- (1) <u>令和3年度</u>石川県公立高等学校入学者選抜の詳細については、<u>令和3年度</u>石川県公立高等学校入学者募集要項で定める。
- (2) 長期欠席生徒のうち、希望する者は、自己申告 書を提出することができる。

令和2年度(前年度)

(6) 受検番号の掲示による合格者の発表は行わず、 選抜結果通知書を中学校長に送付する。また、合 格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付す る。

8 その他

- (1) 令和2年度石川県公立高等学校入学者選抜の詳細については、令和2年度石川県公立高等学校入学者募集要項で定める。
- (2) 長期欠席生徒のうち、希望する者は、自己申告 書を提出することができる。

Ⅱ 令和3年度石川県立特別支援学校幼稚部及 び高等部入学者選抜方針

令和3年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等 部第1学年入学者の選抜は、学校が幼児・生徒の障 害の実態を把握し、能力、適性等を評価して合格者 を決定するものとし、次のとおり方針を定める。

	をひたりものとし、ひのとおりが回をためる。							
区分		選抜方法	出願期間	学力検査等	合格者発表			
盲	等	学力検査、 視力検査、 職業適性検査、 面接		<u>R3</u> . 2. <u>17</u> (<u>水</u>)				
校	攻	学力検査、 視力検査、 ^{職業適性検査、} 面接						
ろ	稚	認知能力検査、 聴力検査、 運動能力検査、 面接	<u>R3</u> .	<u>R3</u> . 2. <u>18(木</u>)	<u>R3</u> . 3. <u>2</u> (火)			
う学	等		1.7(<u>木</u>) から 1. <u>25(月</u>) まで	<u>R3</u> . 2. <u>17</u> (水)	<u>3. Z (X)</u>			
校		学力検査、 作文、 面接						
上配以外の特別支援学校	等	学力検査、 身体機能 及び 運動能力検査、 面接						

令和3年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等部 別支援学校幼稚部、高等部入学者募集要項で定める。

Ⅱ 令和2年度石川県立特別支援学校幼稚部及び 髙等部入学者選抜方針

令和2年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等 部第1学年入学者の選抜は、学校が幼児・生徒の障 害の実態を把握し、能力、適性等を評価して合格者 を決定するものとし、次のとおり方針を定める。

_	といんするものとし、いのともりの出を足のる。							
区分	学部名等	選抜方法	出願期間	学力検査等	合格者発表			
盲	高 学力検査、等 視力検査、部 職業適性検査、面接		R 2 . 2 . 13(木)					
校	攻	学力検査、 視力検査、 職業適性検査、 面接		2.13(/k)	R 2 . 2 . 28(金)			
ろ	稚	認知能力検査、 聴力検査、 運動能力検査、 面接	R2. 1.7(火)	R2. 2.14(金)				
う学	庖等部	学力検査、 面接		•				
校		学力検査、 作文、 面接						
上配以外の特別支援学校	高 等 锸			R2. 2.13(木)				

令和2年度石川県立特別支援学校幼稚部及び高等部 入学者選抜の詳細については、<u>令和3年度</u>石川県立特|入学者選抜の詳細については、令和2年度石川県立特 別支援学校幼稚部、高等部入学者募集要項で定める。

Ⅲ 令和3年度石川県立中学校入学者選抜方針

令和3年度石川県立金沢錦丘中学校第1学年入学者 の選抜は、学校が併設型中高一貫教育を受けるにふさ一の選抜は、学校が併設型中高一貫教育を受けるにふさ わしい児童の能力、適性等を評価して合格者を決定す るものとし、次のとおり方針を定める。

1 出願資格

志願者及び保護者が県内に居住する者(入学ま でに県内に居住する者を含む。)で、次のいずれか に該当する者

- (1) 令和3年3月に小学校若しくはこれに準ずる 学校又は義務教育学校の前期課程(以下「小学 校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの
- (2) 石川県教育委員会教育長が特別に出願を許可 した者

2 日程

〇出 願 期 間

<u>令和3年</u>1月<u>12日</u>(火)から<u>15日</u>(金)まで

○総合適性検査 I、II及び面接

令和3年1月24日(日)

〇選 抜 結 果 通 知

令和3年2月1日(月)

○入学意思確認書の受付

令和3年2月2日(火)から4日(木)まで

〇欠 員 補 充

入学予定者に欠員が生じた場合は、令和3年 3月5日(金)までに補充するものとする。

3 選抜方法

小学校長から提出される調査書並びに中学校に おいて実施する選抜のための総合適性検査Ⅰ、Ⅱ 及び面接の結果を資料として、総合的に判定する。

なお、総合適性検査Iは読解力や表現力等、言 語に関する力を、総合適性検査Ⅱは問題解決力や 思考力等、自然や社会、数理に関する力をみる内 容とする。

4 その他

令和3年度石川県立中学校入学者選抜の詳細に ついては、令和3年度石川県立中学校入学者募集 要項で定める。

Ⅲ 令和2年度石川県立中学校入学者選抜方針

令和2年度石川県立金沢錦丘中学校第1学年入学者 わしい児童の能力、適性等を評価して合格者を決定す るものとし、次のとおり方針を定める。

1 出願資格

志願者及び保護者が県内に居住する者(入学ま でに県内に居住する者を含む。)で、次のいずれか に該当する者

- (1) 令和2年3月に小学校若しくはこれに準ずる 学校又は義務教育学校の前期課程(以下「小学 校」という。)を卒業見込み又は修了見込みの
- (2) 石川県教育委員会教育長が特別に出願を許可 した者

2 日程

〇出 願 期 間

令和2年1月14日(火)から17日(金)まで

○総合適性検査 I、II 及び面接

令和2年1月26日(日)

- 〇選 抜 結 果 通 知 令和2年2月3日(月)
- ○入学意思確認書の受付

令和2年2月4日(火)から6日(木)まで

〇欠 員 補 充

入学予定者に欠員が生じた場合は、令和2年 3月6日(金)までに補充するものとする。

3 選抜方法

小学校長から提出される調査書並びに中学校に おいて実施する選抜のための総合適性検査Ⅰ、Ⅱ 及び面接の結果を資料として、総合的に判定する。

なお、総合適性検査Iは読解力や表現力等、言 語に関する力を、総合適性検査Ⅱは問題解決力や 思考力等、自然や社会、数理に関する力をみる内 容とする。

4 その他

令和2年度石川県立中学校入学者選抜の詳細に ついては、令和2年度石川県立中学校入学者募集 要項で定める。